

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 6月26日
【会社名】	京都機械工具株式会社
【英訳名】	KYOTO TOOL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇城 邦英
【本店の所在の場所】	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
【電話番号】	0774 (46) 3700
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレートサービス本部 経理部・ITソリューション部担当 経理部長 山崎 正徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円(配当総額83,858,383円)
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするため、株式併合を行います。

- (1) 併合する株式の種類及び割合
当社普通株式について、5株を1株に併合いたします。
なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- (2) 株式併合の効力発生日
平成29年10月1日
- (3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数
9,900,000株

第3号議案 定款一部変更の件

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第5条(発行可能株式総数)に規定されている発行可能株式総数を31,975,000株から、9,900,000株に変更するものであります。
- (2) 同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第7条(単元株式数)に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 現行定款第5条(発行可能株式総数)及び第7条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、本附則を定款から削除するものであります。
- (4) 当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
- (5) 今後の事業活動の多様化に備えるため、現行定款第2条(目的)について追加及び変更を行うものであります。
- (6) 株主の皆様へのサービス拡充の観点より、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案第10条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (7) 取締役として適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第32条(取締役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (8) その他、上記の各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。なお、上記(1)及び(2)の変更を除き、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として宇城邦英、田中滋、木村直人、森田和也、片岡実の5氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として森和彦、津田穂積、鈴木治一の3氏を選任するものであります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 補欠の監査等委員である取締役として岩永憲秀氏を選任するものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額2億5千万円以内とするものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 監査等委員である取締役の報酬等の額は3千6百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席株主の 議決権数 (個) (注)1	可決要件	決議の結果	
						賛成比率 (%) (注)5	可否
第1号議案	9,111	34	0	9,145	(注)2	99.63	可決
第2号議案	9,100	45	0	9,145	(注)3	99.51	可決
第3号議案	9,102	43	0	9,145	(注)3	99.53	可決
第4号議案					(注)4		
宇城邦英	9,104	41	0	9,145		99.55	可決
田中 滋	9,105	40	0	9,145		99.56	可決
木村直人	9,106	39	0	9,145		99.57	可決
森田和也	9,106	39	0	9,145		99.57	可決
片岡 実	9,105	40	0	9,145		99.56	可決
第5号議案					(注)4		
森 和彦	9,104	41	0	9,145		99.55	可決
津田穂積	9,107	38	0	9,145		99.58	可決
鈴木治一	9,107	38	0	9,145		99.58	可決
第6号議案	9,108	37	0	9,145	(注)4	99.60	可決
第7号議案	9,073	72	0	9,145	(注)2	99.21	可決
第8号議案	9,083	62	0	9,145	(注)2	99.32	可決

(注)1. 上記「出席株主の議決権数(個)」は、書面により行使された議決権数に本総会当日出席のすべての株主の議決権数を加えたものであります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
5. 賛成の割合の計算方法
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使及び当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

以上